

改革行動計画実施状況一覧

1、県行政のスリム化

(1) 民間能力の活用

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 |
|----------|--|--------|------|------|------|--|--|----------------|
| NPOとの協働 | NPO立県の実現を目指し、NPOとの協働の仕組みづくりを行います。 ・(仮称)千葉県NPO活動推進指針の策定及びアクションプログラムの実施…千葉県NPO活動推進懇談会における検討を踏まえ、NPO活動を推進するための指針を策定し、指針に盛り込まれたアクションプログラムを着実に実行します。 | (実施) | (拡充) | → | | (H14年度) ・千葉県NPO活動推進指針の策定(平成14年11月)、千葉県NPO活動推進指針実施計画を作成(平成15年3月)した。 (H15年度) ・広報誌の発行、県とNPOとの協働事業提案制度、地域資源活用マップ作成事業、NPO活動支援事業及び千葉県パートナーシップマニュアルの作成(平成16年2月)を実施した。 (H16年度) ・ちばパートナーシップ市場、県・市町村・NPOがともに築く地域社会事業等を実施した。 | | 環境生活部 |
| PFI手法の導入 | 民間の資金、技術、経営ノウハウを活用して効率的かつ効果的なサービスの提供を図るため、PFI手法の導入について検討を進めます。 | (検討) | | → | | < 水道局(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業 > 15年10月 実施方針の策定・公表 16年 1月 特定事業として選定・公表 16年 7月 入札広告 16年12月 優秀提案者を選定 (財政負担縮減効果 37%) 17年 3月 契約 19年10月 稼働(予定) < 警察本部新庁舎建設等事業 > 16年 7月 実施方針の公表 16年 9月 特定事業として・公表 16年10月 入札広告 | | 水道局 警察本部 |
| 民間委託の推進 | 公権力の行使にかかわらないもので、民間で実施した方が行政サービスの向上や経費の削減等が見込まれる事務事業については、原則として民間に委ねます。 ・職員研修について、アウトソーシング化を推進します(14年度から順次)。 ・給与、財務及び統計処理等に係るシステム開発・維持管理業務について、民間委託を拡大します(14年度検討)。 | (順次実施) | | → | | ・平成16年4月から、公募型企画提案(コンペ)方式により決定した委託業者に、研修の企画・実施・運営等の業務を全面的に委託した。 ・研修業務の外部委託にあわせて職員研修所を廃止し、職員能力開発センターを新設した。 ・統計業務システムの維持管理について、一部業務を委託化した。 ・業務システムの簡易な改善・修正等は、専門知識を習得した職員が対応した。 ・しよむ2、組織再編等に伴うシステム開発については民間に委託した。 | ・各定例業務システム毎にパソコン・サーバーシステム化等最適なシステムを検討するとともに、維持管理コストの分析を行うなど業務委託について検討する。 | 総務部 総務部 |

(注) 計画達成欄の「 」とは、計画に掲げた目的を達成したものの。

計画達成欄の「 」とは、改革事項の一部について成果があったもの。

計画達成欄の「×」とは、相手方との協議を続けるもの。協議等の結果改めて検討を行うもの。代替措置等は実施したが改革事項は実施できなかったもの。

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 |
|-------------------|---|------------|------|------|------|--|---|-------|
| | | | | | | | | |
| 民間委託の推進 (つづき) | <ul style="list-style-type: none"> 警察署が行っている道路標識及び標示(内照式等を除く)の点検、補修、簡易設計等の業務について、民間に委託します(15年度)。 | (順次 実施) | | | × | <ul style="list-style-type: none"> 民間委託出来なかったが、以下の措置を講じた。 警察職員への指示徹底(通常活動中での点検の実施) インターネット等を活用した情報収集体制の整備 等 | <ul style="list-style-type: none"> 現時点で道路標識及び標示の点検、補修、簡易設計等の業務全般について民間委託することは困難であるため、集中的に行う必要のある業務等を対象とし、期間や項目を精査した上での委託を検討していく。 | 警察本部 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 警察署が行っている道路使用許可及び自動車保管場所証明の窓口業務について、民間に委託します(15年度)。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 民間委託出来なかったが、以下の代替措置を講じた。 道路使用許可電子申請システムの構築 自動車保有関係手続に係るワンストップサービス導入の検討 等 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車保管場所証明に係る窓口業務については、「自動車保有関係手続のワンストップサービス化」を関係機関とともに構築するなどし、サービス向上を図っていく。 | 警察本部 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 浄給水場の運転管理や量水器の取り付け等の水道事業について、民間委託を推進します(15年度から順次)。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> <浄給水場の運転管理> 平成15年4月から、柏井浄水場東側排水処理施設の運転管理業務の全面委託を実施した。 | | 水道局 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 工業用水道事業における浄水場の運転管理等について、民間委託を拡大していきます。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> <量水器の取り付け> 平成15年度に口径13mm～25mmについて委託を実施した。 平成16年度から全口径について委託を実施した。 | | 企業庁 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 公用車に係る交通事故処理業務について、アウトソーシング化(任意保険加入)を行います(15年度から順次拡大)。 等 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 平成15年9月1日に知事部局及び教育庁で使用する公用車約1,200台について任意自動車保険に加入した。 | | 総務部 |
| 民間建築確認検査 機関の指定 | <ul style="list-style-type: none"> 建築確認、検査(完了・中間)を一定の基準を満たす民間機関でも行えるようになったことから、県内指定機関の設立を促進します。 | (実施) | | | | <ul style="list-style-type: none"> 平成15年8月5日に1機関を指定し、同年9月1日から業務を開始した。 | | 県土整備部 |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 | |
|----------------|---|------|------------|------|------|---|--|------|--------------------------|
| (2)組織・機構の再編・整備 | | | | | | | | | |
| 本庁組織の見直し | <p>地方分権の進展に対応し、国、市町村、NPO、民間との明確な役割分担のもとで、政策の総合性・機動性の向上と施策精選型の行政システムへの転換を図ります。</p> <p>・厳しい財政状況における政策立案・調整システム、各部主管課の役割と機能、政策評価との関係等を整理します(15年度から順次)。</p> <p>・迅速な意思決定プロセスを確保するため、中間組織・中間職制の見直しを行います(15年度から順次)。</p> <p>・課内室等で通常業務が完結するよう、業務執行体制を整備します(14年度から順次)。</p> <p>・安全で快適な県土づくり、都市づくりを担う、組織のあり方について検討を進めます(14年度)。</p> <p>・政策研究機能をもつ機関を設置することも視野に入れ、地域の主体性を発揮した条例づくりなどの政策立案能力の向上のため、政策法務に係る体制の整備を検討します(14・15年度検討)。</p> | | (順次 実施) | | | | <p>・平成15年4月に各部主管課の政策室に予算部門を取り込み、政策部門と予算部門の連携を強化した。</p> <p>・平成15年4月に本庁の課内組織について、小規模な「班」を統合して「室」とする(既存の室内班は廃止)組織のおおくり化を行い、併せて室長の専決権を拡大し、課内室で通常業務が完結する組織体制とした。</p> <p>・平成16年4月に土木部と都市部を統合し、県土整備部を新設した。</p> <p>・平成15年4月に文書課を政策法務課に改組し、政策実現のための法的視点からの検討(政策法務)の体制を強化した。</p> <p>・平成16年4月に企画調整課に地域自立戦略室を新設し、地方分権時代における自治体のあり方検討を進める体制を整備した。</p> | | 総務部 総務部 総務部 総務部 |
| | <p>・県民の教育に関する多様なニーズに的確に応えるため、総合性・機動性の観点から、教育庁本庁組織を見直し、再編を行います。</p> | (検討) | (実施) | | | <p>・平成15年4月に学校指導部と生涯学習部を統合し、教育振興部を新設した。</p> | | 教育庁 | |
| 出先機関の見直し | <p>高度情報化の進展、市町村合併の動向、市町村への権限移譲の状況、広域的自治体である県の役割等を踏まえ、事務の効率化と県民の利便性の観点から、出先機関の見直しを行います。</p> <p>・支庁……これまで地域に果たしてきた役割や今後の必要性等を検証し、廃止等の抜本的な見直しを行います(16年度)。</p> <p>・土地改良事務所……支庁の見直しにあわせ、事業量、所管区域、他の農業関係機関との関係等を踏まえ、機関の再編を含めた抜本的な見直しを行います(16年度)。</p> <p>・土木事務所……支庁の見直しにあわせ、事業量、所管区域、災害時の対応、特設事務所・都市計画事務所との関係等を踏まえ、機関の再編を含めた抜本的な見直しを行います</p> <p>・県税事務所について、支庁の見直しにあわせ、県民の利便性の向上及び事務の効率化の両面から、機関の再編について検討を進めます(15年度検討)。</p> | (検討) | | (実施) | | <p>・平成16年4月に、出先機関の再編・整備を行った。</p> <p>・10支庁 5県民センター、5事務所</p> <p>・10支庁農林振興課、10農業改良普及センター、10土地改良事務所等 10農林振興センター</p> <p>・16土木事務所、3港湾事務所、4都市計画事務所 11地域整備センター、9整備事務所、3港湾事務所</p> <p>・10支庁税務課、5県税事務所 13県税事務所</p> | | 総務部 | |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 | |
|---|---|------|------|------|--------|--|---|------|-----|
| | | | | | | | | | |
| 出先機関の見直し (つづき) | ・船橋保健所について、船橋市の中核市への移行に伴い、廃止します(14年度末)。 | (実施) | → | | | ・14年度末で、中核市へ移行する船橋市へ事務を引き継ぎ、廃止した。 | | 総務部 | |
| | ・大阪事務所について、社会経済情勢の変化を踏まえ、廃止します(14年度末)。 | | | | | ・14年度末で、社会経済情勢の変化を踏まえ、廃止した。 | | 総務部 | |
| | ・工業試験場と機械金属試験場について、産業支援機関としての機能強化を図るため、統合します(15年度)。 | | (実施) | → | | | ・多様化、高度化する技術課題や新たな分野に対応するなど、産業支援機関としての機能強化を図るため、工業試験場及び機械金属試験場を統合し、平成15年4月に産業支援技術研究所を新設した。 | | 総務部 |
| | ・衛生研究所及び保健所検査部門について、より信頼性の確保された精度管理等が図れる検査(調査研究)体制を構築します(16年度)。 | (検討) | → | | (実施) | | ・平成16年4月から、健康福祉センター(保健所)を一般検査と中核検査機関に分けるとともに衛生研究所の検査機能との連携を図る体制を構築し、検査部門の集約化による事務の効率化を図った。 | | 総務部 |
| | ・市原区画整理事務所について、土地区画整理事業の概成にあわせ、廃止します(16年度末)。 | (検討) | → | | (実施) | | ・平成16年度末で、事業概成にあわせ廃止した。 | | 総務部 |
| | ・職員研修所については、研修業務のアウトソーシング化により、機関を廃止する方向で検討を進めます(15年度検討)。 | (検討) | → | | (順次実施) | | 【再掲】 ・平成16年4月から、公募型企画提案(コンペ)方式により決定した委託業者に、研修の企画・実施・運営等の業務を全面的に委託した。 ・研修業務の外部委託にあわせて、職員研修所を廃止し、職員能力開発センターを新設した。 | | 総務部 |
| | ・栽培漁業センターについて、水産振興公社との関係も含め、機関のあり方について検討を進めます(15年度検討)。 | | → | | → | | ・平成17年4月に水産関係4試験研究機関(水産研究センター・内水面水産研究センター・栽培漁業センター・東京湾栽培漁業センター)を統合(水産総合研究センターを新設)し、試験研究業務の効率化、組織の合理化等を図った。 | | 総務部 |
| ・教育庁地方出張所について、支庁の見直しにあわせ、所管区域・機能・業務の見直し、名称の変更、組織の再編を行います(16年度)。 | (検討) | → | | (実施) | | ・平成16年4月に支庁の見直しにあわせ、再編を行った。 | | 教育庁 | |
| ・総合教育センター及び特殊教育センターについて、研修・相談事業等の充実を図るため、統合を含め、そのあり方を検討します。 | (検討) | → | | (実施) | | ・平成15年4月に特殊教育センターを総合教育センターに統合し、教育に関する調査研究及び研修のより一層の充実及び教職員の資質向上を図った。 | | 教育庁 | |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 | | |
|----------|--|--------|--------|------|------|--------------------------------------|----------------------------------|---|----------------------------|-------|
| | | | | | | | | | | |
| 公の施設の見直し | <p>社会経済情勢の変化、民間やNPO、市町村等との役割分担、県民ニーズの変化及び厳しい財政状況等を考慮し、より一層、効果的かつ効率的な施設の管理運営を行います。</p> <p>県又は公社等が設置主体となる会館、宿泊施設、会議場、総合保養施設その他これらに準ずる施設については、</p> <p>新設及び増築については原則として行わず、現在計画段階にあり、工事未着手のものについても、これを取り止めます。</p> <p>既存施設については、施設ごとの独立採算制を原則とし、個々の施設ごとに経営成績等を明確にし、5年以内に、廃止、民営化その他の合理化を行います。</p> <p>なお、廃止にあたっては、施設を別の目的で利用できるかどうかについても検討した上でを行い、また、市町村への移譲にあたっては、効率的な運営方法を県側で十分検討した上で行います。</p> <p>・漁業研修所について、漁業者の研修需要等を考慮し、農林水産部水産課で研修業務を一元的に行うことにより廃止します(14年度末)。</p> <p>・保育専門学院について、保育士の需給状況、民間の養成力等を考慮し、廃止します(15年度末)。</p> <p>・手賀沼親水広場について、地元市への移譲を含め、施設のあり方の検討を進めます(14・15年度検討)。</p> <p>・高等技術専門校について、少子化の進展、産業・就業構造の変化、民間教育機関との役割分担、施設の老朽化等を考慮し、校及び科目の再編を行います(15年度から順次)。</p> <p>・花植木センターについて、廃止又は市等への移譲を含め、今後のあり方について検討します(14・15年度検討)。</p> | | | | | | | | | |
| | | (実施) | | | | | ・14年度末で、研修体制の見直しにより、廃止した。 | | 農林水産部 | |
| | | (募集停止) | (実施) | | | | | ・平成15年度末で、民間養成施設の設置によって県が保育士育成を行う必要性が薄れてきたため、廃止した。 | | 健康福祉部 |
| | | (検討) | | | | | × | ・地元市と移譲について協議を行ったところ、県の示す条件では譲り受けることは出来ないとの結論に至った。 | ・施設の運営手法の見直し等について引き続き検討する。 | 環境生活部 |
| | | | (順次実施) | | | | | <p>・15年9月に高等技術専門校10校の再構築計画を作成し、12月に「職業能力開発支援施策の新たな展開」として公表した。</p> <p>・新たな展開 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練科目・定員の見直し。 (15年度 46コース、定員1,378名) 17年度 33コース、定員 925名) <p>・平成16年度末で芝山校・館山校を廃止。</p> <p>・平成17年度から普通課程の授業料徴収。等</p> | | 商工労働部 |
| | | | | | × | 地元市と移譲について協議を行ったが、譲り受けの考えがない旨回答があった。 | ・運営手法の見直しも含め、施設のあり方について引き続き検討する。 | 農林水産部 | | |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 | |
|---|--|------|------|--------|------|---|---|---------------------------|-------|
| | | | | | | | | | |
| 公の施設の見直し (つづき) | ・県の必置機関ではない直営福祉施設(松風園、乳児院、富浦学園)について、運営手法の見直しや機関のあり方の検討を進めます(14・15年度検討)。 | | | | × | ・「県立社会福祉施設のあり方研究会」による検討、個別施設について検討を行った。 | ・児童虐待等の増加に伴い児童の社会的養護のあり方等を検討する必要があり、その中で、施設ごとにあり方を検討していくこととなる。また、救護施設についても、国の検討結果を見ながら、あり方について検討を進めていく。 | 健康福祉部 | |
| | ・県内9か所ある少年自然の家、青年の家について、本県の自然条件を考慮し、機能の集約を図ること等の観点から、統廃合や市町村への移譲を進めるとともに、運営方法の見直しを行います(16年度から順次)。 | (検討) | | (順次実施) | | ・16年3月に再整備に係る指針を策定した。 (県内に9箇所ある県立青少年教育施設を、手賀の丘・水郷小見川・君津亀山少年自然の家、東金・鴨川青年の家の5箇所に機能集約を図る。) ・指針に基づき、16年度末で神崎・流山青年の家を廃止し、それぞれ神崎町、流山市に移譲した。 ・鶴舞青年の家については、地元市への移譲について協議を行っている。 ・大房岬少年自然の家の管理に、17年度から指定管理者制度を採用することとした。 | | 教育庁 | |
| | ・県内10か所ある博物館及び美術館について、市町村との役割分担を明確にし、県内博物館ネットワークの再整備の観点から、統廃合や市町村への移譲を進めるとともに、運営方法の見直しを行います(16年度から順次)。 | (検討) | | (順次実施) | | ・平成16年度に房総風土記の丘と房総のむらを統合し、原始古代から近代までの衣食住技の移り変わりを体験することができる参加体験型博物館とした。 ・16年4月から、受益者負担の適正化や博物館活動の充実を図る観点から、施設入場料及び一部の駐車場使用料を有料化した。 ・博物館評価制度の検討を行った。 ・民間(NPO)と協働して展示を行った。 | ・博物館施設のあり方を見直しについては、引き続き関係市町村との協議を進める。 | 教育庁 | |
| | ・中央博物館、現代産業科学館、閉宿城博物館、房総風土記の丘、房総のむら、大利根博物館、総南博物館、安房博物館、上総博物館、美術館の10か所対象 | (検討) | (実施) | | | | | | 教育庁 |
| | ・総合運動場及びスポーツ科学総合センターについて、施設の有効活用、充実したサービスの提供を目指し、統合を進めます。 | (検討) | (実施) | | | | ・平成15年4月1日に機関統合を行った。 | | 教育庁 |
| | ・県内に3か所ある「県立キャンプ場」(管理委託先:鴨川市・一宮町・海上町)について、市町への移譲を含め、施設のあり方の検討を進めます。 | (検討) | | | | | ・16年度末で一宮キャンプ場を廃止し、17年度中に嶺岡キャンプ場を鴨川市に移譲することとした。 | | 環境生活部 |
| | ・「いすみ環境と文化のさとセンター」(管理委託先:夷隅町)について、町等への移譲を含め、施設のあり方の検討を進めます。 | | | (順次実施) | | × | ・地元町と移譲について協議を行ったが、現状では譲り受けることは困難な状況にあるとのことであった。 ・事業の一部縮小、人気行事の充実、管理費の削減等運営方法の見直しを行った。 | スポット地区の移譲も含めて、引き続き協議を進める。 | 環境生活部 |
| | ・母子休養ホーム「なぎさの家」(管理委託先:一宮町)の廃止について検討します(14年度中)。 | | | | | | ・平成15年度末で、施設の老朽化及びレジャーニーズの多様化に伴う利用者の減少から、廃止した。 | | 健康福祉部 |
| ・老人休養ホーム「久留里荘」「もとの荘」(管理委託先:千葉県社会福祉協議会)について、5年以内に廃止又は民間等への移譲を行います。 | | | | | × | ・地元市・村及び管理委託先の千葉県社会福祉協議会に移譲の意向を確認をし、移譲に際しての問題点の整理等を行った。 | ・協議を進め、18年度中に移譲又は廃止する。 | 健康福祉部 | |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 |
|-------------------------------|--|--------|------|--------|------|---|------------------------|-----------------------|
| | ・軽費老人ホーム「勝浦部原荘」(管理委託先: 恩賜財団済生会)について、5年以内に廃止又は民間等への移譲を行います。 | | | | | ・16年度末で廃止し建物を社会福祉法人に移譲した。(土地は勝浦市へ返還した) | | 健康福祉部 |
| 公の施設の見直し(つづき) | ・「薬草園」(管理委託先: 千葉県薬剤師会)について、廃止又は町等への移譲を含め、施設のあり方の検討を進めます。 ・小規模の県立都市公園について、市町村へ移譲する方向で検討を進めます。 ・共済組合の福利厚生施設「静海荘」について、16年度の廃止を目的に検討を進めます。 ＜管理委託先が公社等外郭団体の施設については、公社改革と併せて見直しを行います。＞ | | | | × | ・16年度末で廃止し、大多喜町に移譲した。 ・移譲について地元市と協議を行ったが、譲り受けの考えがない旨回答があった。 ・16年度末で廃止した。 | ・移譲の可能性について引き続き協議していく。 | 健康福祉部 県土整備部 総務部 |
| 県立病院のあり方の検討 | 県立病院の機能・組織について、民間や市町村立病院などの役割分担を見直すとともに、質の高い医療の提供や収支の改善を図るため、病院の再編・運営形態の変更等を含め、そのあり方の検討を進めます。 当面の課題として、医療ニーズの変化などに的確に対応するため、診療科目や医師等病院職員の配置定数の見直し、看護師の2交代制など勤務体制のあり方について、検討を進めます。 また、がんセンター研究局の今後のあり方について、検討します。 | (検討) | | (方針決定) | | ・平成14年度に「県立病院経営健全化・将来構想策定検討委員会」を設置し、平成16年4月に、短中期的な取組としての「経営健全化」及び将来に向けた県立病院のあり方として「高度専門医療を担うセンター機能の統合と地域医療ニーズへの対応を図る地域総合医療への機能分散」について提言を受けた。 (経営健全化具体策として実施している事項) ・地方公営企業法を全部適用し、県立病院の一体的かつ効率的な運用 ・IT活用による医療サービスの向上のため、電子カルテ等の導入について具体的に検討 ・臨床研修の実施 (県立病院のあり方として取り組んでいる事項) ・山武地域医療センター構想策定及び基本計画(案)の検討 | | 病院局 |
| 内部事務の集中処理化:(仮称)総務ワークステーションの設置 | 全庁的な情報系ネットワークと1人1台パソコンを活用し、各所属で行われている人事給与等内部事務を集中的に処理するため、(仮称)総務ワークステーションを設置します。 | (検討) | | (実施) | | ・平成16年4月に、知事部局の本庁及び出先機関、議会及び各種行政委員会事務局に係る人事給与及び福利厚生等事務を集約化し、民間と共同で処理する組織として「総務ワークステーション」を設置した。 | | 総務部 |
| 庁内分権の推進 | 事務の迅速化・効率化と職員の意識改革(現場主義)等を図るため、総務部門から事業部門へ、主管課から各課へ、本庁から出先機関への権限委譲を進めます。 | (順次実施) | | | | ・平成15年度から、千葉県事務委任規則及び千葉県処務規程等の見直しにより、権限の委譲等を行った。 | | 総務部 |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 |
|------------------------|---|------|------------|------------|------|--|---------------------------------------|-------|
| | | (検討) | (方針 策定) | (順次 実施) | | | | |
| 水道局のあり方の検討 | 平成14年1月に設置した県内水道問題協議会において、水道局のあり方を含め、将来における水道事業に対する県と市町村の係わり方、事業形態と経営主体がどうあるべきか等を検討し、14年度中を目途に取りまとめます。その上で、県民・市町村・学識経験者等の意見を十分伺い、最終的な県の方針を策定します。 その方針を受け、水道局の見直しに取り組みます。 | (検討) | (方針 策定) | (順次 実施) | × | ・平成14年度に県内水道のあり方の最終的な県の方針を受けて、水道局の見直しに取り組むこととした。(県方針：第1案－用水供給を統合し一元化する。第2案－用水供給事業区域ごとと用水供給と末端水道事業を統合し、市町村による企業団とする。) ・28市町村・水道企業団等と県とで構成する「県内水道のあり方に関する検討会」及び地域の実情を考慮したより詳細な検討を行うための地域検討会を設置し、検討してきたが、県内水道のあり方の方針はまとまっていない。 | ・県内全市町村による検討会及び外部有識者による会議を設置し、検討を進める。 | 水道局 |
| 企業庁のあり方の検討 | 土地造成事業について、事業(地区別)ごとに評価し、廃止・凍結・継続すべき事業を決定していきます。 その結果を受け、企業庁の見直しに取り組みます。 | (検討) | (順次 実施) | | | ・平成15年度に長期事業収支見通しの外部チェックのため、監査法人に調査を委託した。 ・監査法人の報告を踏まえ、土地の需要動向調査を実施し、企業庁土地造成等分譲基準を見直した。 ・基盤整備工事を平成22年度までに概ね終了させることとし、全37地区について、事業を完了・清算する地区、貸付中の土地を引き継ぐ地区、未分譲の土地を引き継ぐ地区に区分するなど個別事業スケジュールを策定した。 | | 企業庁 |
| 血清研究所の廃止 | 平成14年9月末に組織及び事業の廃止を行います。 | (実施) | | | | 平成14年9月末で廃止した。 | | 健康福祉部 |
| 地方独立行政法人化の検討 | 質の高い行政サービスを柔軟かつ効率的、効果的に行うとともに、透明性ある組織運営を確保するため、国における検討状況を踏まえながら、県機関の地方独立行政法人化について、調査・研究を行います。 | (検討) | | | | ・監査法人によるセミナーや総務省の説明会などに参加し、情報収集を行うとともに、先行独立行政法人の中期計画の評価状況や地方自治法改正による公の施設に係る指定管理者制度の状況を踏まえながら地方独立行政法人の具体的な制度等について、調査・研究を行った。 | | 総務部 |
| 組織横断的なプロジェクトチームのあり方の検討 | 組織横断的なプロジェクトチームのこれまでの成果や課題等を検証し、設置や運営のより良いあり方について検討を進めます。 | (検討) | (改善) | | | ・平成16年4月に総合企画部に戦略プロジェクト推進室(課相当)を新設し、県政の最重点施策である5つの戦略プロジェクトに横断的かつ融合的に取り組んだ。 | | 全部局 |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 |
|----------|--|------|------|------|------|--|---------|------------|
| | | | | | | | | |
| 審議会等の見直し | <p>審議会等の適正な設置や公正かつ円滑な運営を図るため、以下の考え方により見直しを行います。</p> <p>(設置)</p> <p>新規設置に当たっては、既存の審議会等の活用、時限の設定、条例による設置を図ります。</p> <p>また、既存の審議会等については、分権改革に伴う審議会等の必置規制の緩和及び目的の達成状況、必要性、活動状況等を踏まえ、廃止・統合を行います。</p> <p>(委員)</p> <p>委員の構成、委員数、在任期間、女性登用について、その適正化を図ります。特に、県職員については、原則として審議会の委員としては任命しないこととします。</p> <p>また、委員の一般公募を推進していきます。</p> <p>(公開)</p> <p>会議の公開については、設置目的や審議内容等を勘案して各審議会で決定するものであるが、透明性の向上という時代の要請を十分踏まえ、公開を積極的に推進します。</p> <p>また、会議結果等については、県ホームページ等を通じて原則公開し、非公開とする場合はその根拠を明らかにします。</p> | | | | | <p>・15年5月に「審議会等の設置及び運営に関する指針」を策定し、審議会等の会議及び会議結果等を「原則公開」とした。また、会議の原則公開を規定する情報公開条例の改正が行われ、平成17年4月から施行された。</p> <p>・会議開催のお知らせを県ホームページに一括掲載し、傍聴を希望する県民等への情報提供を開始した。</p> | | 総務部 全部局 |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 |
|-----------------|---|------|--------|------|------|---|---------|------|
| (3) 公社等外郭団体の見直し | | | | | | | | |
| 公社等外郭団体の見直し | <p>「公社改革の基本的考え方」に基づき、県民負担の軽減を目的として、県依存型の経営から自立型の経営へと転換を図り、抜本的な改革に取り組みます。</p> <p>新たな公社は設置しない。</p> <p>既存の公社については、公共性・採算性をゼロベースで検討し、統廃合、民営化などを決定します。</p> <p>県からの人的支援は、原則としてなくします。</p> <p>経営形態は、原則として独立採算とします。</p> <p>改革の期間は、平成14～16年度を原則とし、具体的な見直しを行います。</p> <p>・土地開発公社、住宅供給公社及び(財)千葉県まちづくり公社の見直しの方向性については、事業内容等が類似しているものもあり、共通の課題を有していることから、三公社の統廃合も考慮しながら検討作業を進め、県としての見直し案を平成14年中に策定します。</p> <p>・千葉県道路公社、(財)千葉県水道サービス協会、(財)千葉県福祉ふれあい財団、(財)千葉県産業振興センター、(財)千葉県観光公社、(社)千葉県農業開発公社、(財)千葉県下水道公社については、県としての見直し案を平成14年中に策定します。</p> <p>・その他の団体については、公社等外郭団体経営調査の結果等を踏まえつつ、改革案の検討に着手し、平成14年度中に県としての見直し案を策定します。</p> | (検討) | (順次実施) | | | <p>県指導対象団体(県が25%以上出資等している団体)について、見直し方針を決定した。</p> <p>指導対象団体の統廃合(14年度 16年度) ・7団体を統廃合し、指導対象団体は49団体となった。 (14年度)4団体を廃止又は統合 (15年度)2団体について、廃止又は県保有株式譲渡により県の関与を縮小 (16年度)1団体について、団体合併による出資比率の低下により県の関与を縮小</p> <p>役職員の削減(14年度 16年度) ・555名を削減した。 (常勤役員) 全体で38名減、県OB・派遣職員を35名減 (常勤職員) 全体で517名減、県OB・派遣職員を146名減</p> <p>県からの財政支出の削減(14年度決算 15年度決算) ・6,960百万円を削減した。</p> | | 関係部局 |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|--------|-------------------|-------|----------------|-----------|---------|------|--------|------|----------|------|-----|--------------|--------|-----|-----|---------|------|-----|------------------|-------|------|--------|--------|------|--|--|--|---|-----|------------|-----|----------------|---------------|--------|------|--------------|--------|----------|-----------|--------|--------------|-------------|--|-----|---------------|--------|-----|---------------------|-----|------------|-----------------------|--------|--|-----|
| (4) 定員管理の適正化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新たな定員適正化計画の推進 | <p>定員の適正化については、「定員適正化計画」(10年度～14年度の5年間)に基づき、2,358人(計画は1,780人)の削減を行いました。</p> <p>しかし、依然として厳しい財政状況を踏まえ、新たな定員適正化計画(平成15～17年度の3年間)を策定し、事務事業の廃止、業務プロセスの見直し、組織の再編等により、定員の削減を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職 員 数 (14.4.1)</th> <th>削減目標数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局 各行政委員会</td> <td>10,802人</td> <td>470人</td> </tr> <tr> <td>公営企業</td> <td>2,052人</td> <td>135人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>890人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>警察(警察官以外の職員)</td> <td>1,158人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14,902人</td> <td>660人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・学校職員については、その大勢が法令により定められているため、県単独配置職員の見直しを行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県単定数 (14.4.1)</th> <th>計画の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校職員</td> <td>1,224人</td> <td>25%の削減</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 職 員 数 (14.4.1) | 削減目標数 | 知事部局 各行政委員会 | 10,802人 | 470人 | 公営企業 | 2,052人 | 135人 | 教育委員会事務局 | 890人 | 40人 | 警察(警察官以外の職員) | 1,158人 | 15人 | 合 計 | 14,902人 | 660人 | 区 分 | 県単定数 (14.4.1) | 計画の内容 | 学校職員 | 1,224人 | 25%の削減 | (実施) | | | | <p>定員適正化計画進捗状況</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職員数 削減数</th> <th>進捗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局 各行政委員会</td> <td>10,236 566</td> <td>120.4%</td> </tr> <tr> <td>公営企業</td> <td>1,734 318</td> <td>235.6%</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>827 63</td> <td>157.5%</td> </tr> <tr> <td>警察(警察官以外の職員)</td> <td>1,172 14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>13,969 933</td> <td>141.4%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職員数 削減率 (削減数)</th> <th>進捗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校職員(県単定数)</td> <td>896 26.8% (328)</td> <td>107.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 知事部局・各行政委員会の職員数には、病院局職員1,865名及び17年5月の追加募集人員(看護師50人)を含む。 2 警察の職員数には、知事部局からの出向の12名を含む。</p> | 区 分 | 職員数 削減数 | 進捗率 | 知事部局 各行政委員会 | 10,236 566 | 120.4% | 公営企業 | 1,734 318 | 235.6% | 教育委員会事務局 | 827 63 | 157.5% | 警察(警察官以外の職員) | 1,172 14 | | 合 計 | 13,969 933 | 141.4% | 区 分 | 職員数 削減率 (削減数) | 進捗率 | 学校職員(県単定数) | 896 26.8% (328) | 107.2% | | 総務部 |
| 区 分 | 職 員 数 (14.4.1) | 削減目標数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知事部局 各行政委員会 | 10,802人 | 470人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公営企業 | 2,052人 | 135人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会事務局 | 890人 | 40人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警察(警察官以外の職員) | 1,158人 | 15人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 14,902人 | 660人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 県単定数 (14.4.1) | 計画の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校職員 | 1,224人 | 25%の削減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 職員数 削減数 | 進捗率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知事部局 各行政委員会 | 10,236 566 | 120.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公営企業 | 1,734 318 | 235.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会事務局 | 827 63 | 157.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警察(警察官以外の職員) | 1,172 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 13,969 933 | 141.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 職員数 削減率 (削減数) | 進捗率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校職員(県単定数) | 896 26.8% (328) | 107.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 |
|---|---|--------|----------|--------|------|---|---------|---------------------|
| 2、新しい行政システムの構築 | | | | | | | | |
| (1)開かれた県政と県民参加の推進 | | | | | | | | |
| 県民の意見・提案を行政に反映させる手続に関する(パブリックコメント)制度の創設 | 県の政策に関する基本計画などを立案段階で公表して、広く県民の意見・提案を求める制度を創設します。 | (検討) → | | | | ・平成16年2月1日から、同制度の指針案に対するパブリックコメントを実施するなどして策定した「ちばづくり県民コメント制度(パブリックコメント)に関する指針」を施行した。 ・本制度による実施 平成15年度中 13件 平成16年度中 39件 | | 総合企画部 |
| 入札・契約制度等の見直し | <p>県民の一層の理解と信頼を得るため、透明性の確保や公正な競争の促進を図るため、入札・契約制度等の見直しを行います。</p> <p>(公共工事における入札・契約制度の改善)</p> <p>公共工事の入札・契約手続について、一層の透明性を高めるため、設計金額の事前公表の対象範囲の拡大を行います。</p> <p>・1000万円以上の工事(14年度) ・250万円を超える工事(15年度)</p> <p>(電子入札の導入)</p> <p>公共事業、物品購入、業務委託等の調達手続及びその関連する一連の事務を電子化することにより、調達の透明性、競争性を一層向上させ、調達コストの低廉化や事務の効率化を</p> <p>(入札関連情報の公表)</p> <p>調達計画、入札公示、入札結果等の入札関連情報の公表について、県ホームページの活用を通じ、より一層推進します。</p> | (検討) → | (順次実施) → | | | <p>・平成15年4月から、入札に付する全ての建設工事について、予定価格の事前公表を実施した。</p> <p>・16年度にシステムを構築し、19年度からの全面運用にむけて、17、18年度は電子入札執行件数の拡大を行う。</p> <p><公共工事> ・入札参加資格者名簿の公表情報量を増やしたり、談合特約情報をHPに載せるなど充実を図った。 ・16年度に千葉県電子調達システムの1つの機能として入札関連情報の公表を行う入札情報サービスシステムを構築し、17年度から稼働した。</p> <p><物品購入等> ・入札関連情報の公表基準の検討を行い、ホームページでの公表の充実を図った。</p> | | 総務部 県土整備部 全部局 |
| 業務委託等における契約方法等の改善 | 随意契約で行っている業務委託等の契約方法の改善を進めるとともに、積算基準など委託関連事務の統一性を確保します。 | (検討) → | (推進) → | | | <p>・平成14年度から、本庁舎エレベータ保全業務を随意契約から競争入札に変更したところ、契約金額について5割以上の軽減が図られた。</p> <p>・平成16年7月に、施設管理等定型事務の内、清掃などの庁舎管理業務について、施設の規模・用途に即した仕様を作成し、出先機関に示した。</p> | | 総務部 |
| 行政文書目録の整備 | 県ホームページを通じて行政文書目録を提供するため、県が保有する行政文書の体系的整理を進めます。 | (検討) → | (実施) → | (推進) → | | ・平成16年2月から検索システムを搭載した。 | | 総務部 |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 |
|----------------------|--|------------|------------|--------|------|---|---|--------------|
| (2)窓口業務等行政サービスの向上 | | | | | | | | |
| 施設来所者アンケート用紙の設置 | <p>県民サービスを向上させるため、公の施設等に「施設長等への手紙」を置き、施設限りで改善できる要望については、現場で迅速に対応していきます。</p> <p>なお、要望及び回答については、来所者が閲覧できるよう、受付等に当分の期間備え付け(又は貼り出し)ます。</p> | (検討) → | (実施) | (拡充) → | | <p>・平成15年度に、試行実施対象9施設にアンケート用紙及び投函箱を設置した。(実施施設:救急医療センター、循環器病センター、文書館など施設・地域のバランスを考慮し設置)</p> <p>・16年度に試行結果を検証し、84施設に拡大した。</p> | | 総務部 全部局 |
| 県水お客様センターの新設 | <p>県営水道のお客様からの電話等による給水契約等各種届出や料金などに関する問合せ・相談等の受付業務を総合化・集中化し、迅速かつ的確な対応を図ります。</p> | (検討) → | (準備) → | (実施) → | | <p>・平成16年8月から運用を開始した。</p> | | 水道局 |
| 相談窓口の充実 | <p>担当課のまたがる相談案件等に対し、県民センターで可能な限りワンストップ対応できるようにします。</p> | (検討) → | (実施) | (改善) → | | <p>・本庁及び地域県民センターの相談員を対象に、専門講師による研修を実施し、個々のスキルアップを図り、県民からの多岐にわたる相談案件に対し可能な限りワンストップを実施した。</p> <p>・保健と福祉の総合的情報提供及び窓口の一本化のための支庁社会福祉課と保健所の統合(健康福祉センターの設置)や給水に係る届出、問合せ等窓口のワンストップ化を図るため県水お客様センターの新設を行った。</p> | | 総合企画部 |
| ホームページの充実 | <p>県民や事業者に迅速に県政情報や各種手続案内を提供していくため、所属ホームページを充実します。</p> | (実施) | (拡充) | → | | <p>・平成15年度には本庁知事部局の全所属が所属ページを開設するとともに、平成16年度には県ホームページ全体の統一的な運用を図るため、「千葉県ホームページ運営要領」を策定(平成17年4月1日施行)した。</p> | | 総合企画部 全部局 |
| 申請・届出等手続の電子化 | <p>県民・事業者からの各種申請・届出等について、24時間どこからでも、インターネットを通じて手続を行えるよう、システムの構築とサービスの充実を進めます。</p> <p>・様式のダウンロード・サービスの拡大(14年度)</p> <p>・手続の調査・対象事務の選定(14年度)</p> <p>・手続の電子化(15年度から順次)</p> | (順次 実施) | → | → | | <p>・平成14年度以降、様式ダウンロードサービスの拡大を図った。</p> <p>・17年度末の運用開始に向け、県の所管する申請・届出等手続についてオンライン化対象業務の選定を行い、基本設計に着手した。</p> | | 総務部 |
| 診療情報の電子化・ネットワーク化 | <p>電子カルテの導入やネットワーク化について検討を進めます。</p> | (検討) | → | → | | <p>・平成16年度にIT化推進検討委員会を設置し、電子カルテ等の導入や県立病院間のネットワーク化について、システムの導入方法、導入スケジュール等の具体的な検討を行った。</p> <p>・17年度以降、順次、各県立病院に導入していくこととしている。</p> | | 病院局 |
| 道路使用許可のワンストップサービスの実現 | <p>道路管理者が行う道路占用許可とのワンストップサービスを実現するため、道路管理者である関係自治体とのシステムを構築します。</p> | (検討) → | (試験 実施) | (実施) → | × | <p>・国土交通省や市町村等とのシステム接続については、現時点まで見通しが立たない状況にある。</p> | <p>・道路使用許可電子申請システムの利用促進などを通じ、県民サービスの向上に取り組んでいく。</p> | 警察本部 |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 |
|-----------------------|---|------|------|------|------|---|---------|-------|
| インターネットによる給水申込等の受付 | 県営水道のお客様からの給水申込みなどの受付をインターネットでも行えるようにします。 | (実施) | | | | ・平成15年1月から実施した。 | | 水道局 |
| 職員採用試験に係る情報提供等サービスの充実 | 職員採用試験に関するより詳細な情報の掲載、質問の多い事項をQ & A形式で掲載するなど、ホームページに掲載する内容を充実します。 また、インターネットによる試験申込みもいたします(15年度)。 | (実施) | (拡充) | | | ・平成14年度から受験案内・申込書のダウンロードサービスを開始した。 ・インターネットによる試験申込みは、電子申請システムを活用した実施を計画している。 | | 人事委員会 |

(3) 事務事業の評価と見直し

| | | | | | | | | |
|----------------|---|--------|--|--|--|---|--|--------------------------|
| 規制緩和の推進 | 経済の活性化や県民負担の軽減等を目的とし、条例等により緩和できる規制、あるいは県が独自に設定している規制の撤廃・緩和や許認可事務等の手続の簡素化など事務事業のプロセスの見直しを行います。 | (順次実施) | | | | ・16年2月に「規制改革に関する基本方針」を策定した。 ・16年10月に、15年度に県内市町村及び産業界から意見を聴取し作成した規制緩和等に関する計画の検討及び実施状況を公表した。また、16年度に「県による民間企業に対する規制」を重点見直し分野として全庁的な見直しを行い、17年4月に見直し結果を公表した。 | | 総務部 全部局 |
| 各種イベント開催事業の見直し | 各種イベント開催事業については、県の関与を見直します。 なお、県事業として開催しなければならないものについても、内容の簡素化、他のイベントとの統合開催を行います。 | (実施) | | | | ・予算編成の中で実施方法等を検証した。 | | 総務部 全部局 |
| 小規模事業の統合・メニュー化 | 事業目的又は対象者が重複する小規模事業については、事業を統合し、予算や時間を有効に活用します。 ・啓発事業について、共同開催又は開催日・開催場所の同一化により、効果を増大し、経費を削減します。 ・社会経済情勢の変化や他施策の創設等により、事業目的や対象者が重複してしまった事業については、事業の大括り化、メニュー化を進めます。 | (順次実施) | | | | ・予算編成の中で、小規模事業については、事業統合等を行った。 | | 総務部 全部局 |
| 職員住宅及び職員寮の原則廃止 | 民間住宅の供給状況など社会経済情勢の変化を踏まえ、職員住宅(教職員住宅含む)及び職員寮を老朽化、入居率等を考慮し、順次転用あるいは廃止・解体・用地の処分を行います。 なお、廃止までの間、職員の公平性確保の観点から貸付料の引上げを行うほか、住宅を有効に活用するため、職員住宅に独身者等を入居させるなど入居条件の緩和を行います。 また、部課長公舎の廃止についても検討します。 | (順次実施) | | | | < 知事部局 > ・平成14年度に2住宅を廃止した。 ・平成15年度に2住宅・寮を廃止するとともに廃止計画を決定し、38住宅・寮のうち、平成20年度末までに15住宅・寮を廃止することとした。 ・平成16年度に2住宅・寮を廃止した。 < 水道局 > ・8棟のうち15年度に3棟を廃止し、16年度に1棟を廃止した。 < 企業庁 > ・6住宅・寮のうち、19年度末までに4住宅を廃止することとした。 < 教育庁 > ・82棟のうち21棟の廃止を決定し、うち2棟を閉鎖した。 ・平成15年10月から、部課長公舎駐車場の貸付料を徴収した。 ・18年3月末で都町公舎をもって廃止し、長洲公舎を部課長公舎として引き続き使用することとした。 | | 総務部 水道局 企業庁 教育庁 |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 |
|---------------------------|--|------|------|------|------|--|---|--------------|
| 職員の福利厚生事業の見直し | 職員ニーズの変化、民間企業の状況、厳しい財政状況等を考慮し、各種福利厚生事業を廃止・縮小します。 | (実施) | | | | ・16年度から職員互助会に対する公費補助を無くし、職員の掛け金のみによる運営とした。 | | 総務部 各任命権者 |
| 庁用自動車のあり方の見直し | 運転専任職員が運転する庁用自動車について、廃止、委託、一般職員運転車両への切り替えなど、今後のあり方について検討し、効率的運行方策を取りまとめます。 | (実施) | | | × | ・今後の運転職員数及び運行実態調査結果等から、運転専任職員が運転する公用車の今後のあり方について検討を行った。 | ・早期の効率的運行方策策定を目指し、引き続き取り組む。 | 総務部 各任命権者 |
| 庶務共通事務処理システムの導入 | 職員の休暇、手当、出張、研修、福利厚生等の申請について、職員が直接パソコンに入力し、電子決裁を経て、その内容が関連する各種システムに自動的に反映されるよう、事務処理方法の見直しを行います。 ・休暇等申請(14年度) ・時間外、宿日直勤務命令(14年度) ・特殊勤務実績申告(14年度) ・出張及び旅費申請(15年度) ・希望勤務機関等調査(15年度) ・通勤、住居、扶養等手当申請(16年度) ・職員研修申請(16年度) ・氏名、現住所等職員の基本情報報告(14年度から順次) ・各種福利厚生事業申請(14年度から順次)等 | (開発) | (実施) | | | ・平成14年度から庶務共通事務処理システムの運用を開始・拡大し、平成16年度から全面的に運用している。 ・平成16年4月には本庁及び全出先機関の職員の人事給与や福利厚生の内部事務を集約化し、民間と共同で処理する組織として「総務ワークステーション」を設置した。 | | 総務部 |
| 新総合文書管理システムの構築 | 行政事務の電子化を図り、電子文書のライフサイクル(收受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等)を一元的に管理する総合的な文書管理システムを構築するため、17年度中の運用を目指し、制度や運用の見直しとシステム開発を行います。 | (検討) | | (開発) | × | ・システム開発に向けての情報収集・検討(文書管理制度等に対する意見、他県等の電子化状況等の把握、文書管理・開発手法等の検討等)及び関係課との協議等を行った。 | ・18年度以降の早期導入を目指し、文書事務プロセスの見直し及びシステム開発に取り組む。 | 総務部 |
| 意思決定プロセスの迅速化:「はんこ半減運動」の実施 | 情報通信ネットワークの活用による情報の共有化、慣例・前例にとられない回議ルートの見直し、出先機関や下位の職への権限委譲の推進、所属長の主体的な取組等により、課内3か所までを目標に決裁ルートを簡素化します。 | (実施) | | | | ・平成14年度に職員に対し行政改革実施状況の周知等により、運動の推進を図った。 ・部局主管課に対し取り組み状況の調査を実施し、概ね半数程度において本趣旨どおりの取組みがなされていた。 | | 総務部 全部局 |
| 会議の見直し:「会議半減運動」の実施 | 会議回数半減、構成員は10名前後、会議時間は1時間以内を目標に、電子メール等情報通信ネットワークの活用、会議資料の簡素化、階層別会議(本部会議・幹事会・担当者会議)の廃止等により、会議の削減を行います。 また、情報伝達を目的とした会議については、原則として廃止します。 他県等との各種ブロック会議についても、時代の変化により必要性の薄れたものや電子メール、インターネット等の活用により目的が達成されるものについては、廃止や不参加を積極的に提言していきます。 | (実施) | | | | ・平成14年度に取り組み、2年間で凡そ60の会議が廃止された。以下主なもの [総合企画部]・首都圏整備千葉県連絡協議会、国土利用計画調整班会議 [総務部]・関東甲信越静人事主管課長会議(秋季会議) [健康福祉部]・ダイオキシン類等問題連絡協議会、支庁県民環境課長会議 [農林水産部]・リキッド・フィールディング技術検討会、自作農財産管理事務研究会 [都市部]・県下水道主管課長会議(2/1) | | 総務部 全部局 |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 |
|-----------------------------|---|------|------|------|------|---|---------|----------------------------------|
| 予算編成・執行の 弾力化・効率化 | 各部局の主体的、自立的な政策運営を可能とするため、予算費目の大括り化を行います。 特に、給料・報酬等件費に係る予算費目については、原則として款ごとにまとめ、庶務事務を合理化します。 | (検討) | (実施) | | | ・平成16年度から、給料・報酬等件費については、原則として予算の款ごとにまとめた。 | | 総務部 |
| 予算編成システムの 見直し | 事務事業の実施主体である各部局が自主的・自発的に行政改革に取り組んでいける予算編成の仕組みをつくります。 | (検討) | (実施) | | | ・平成16年度予算編成から、事務事業の実施主体である各 部局が自主的・自発的に予算案を策定する部局主体型の 予算編成方式(予算の枠配分方式)を導入した。 | | 総務部 |
| 人事異動等の辞令 の廃止 | 1人1台パソコンの活用により、辞令交付式(採用・退職を除く)及び書面による辞令を廃止します。 | (開発) | (実施) | | | ・平成16年度から、1人1台パソコンの活用により、採用・退職等を除き、辞令交付式及び書面による辞令を廃止した。 | | 総務部 |
| ペーパーレス化等 事務コストの1 0%削減 | 全庁的な情報系ネットワークと1人1台パソコンの活用により、庁内に流れるお知らせ等各種事務連絡の紙での配布をやめ、紙、コピー、郵送、電話、出張等事務コストの10%削減を目指します。 また、本庁から出先機関に文書等を郵送する場合についても、合同事務所など住所が同じ事務所についてはまとめて郵送するなど、経費の削減を進めます。 | (実施) | (拡充) | | | ・平成14年度に実施した一人1台パソコンを積極的に活用した電子メールの活用等により、一層の取組みを図った。 | | 総務部 全部局 |
| 政策評価制度の改 善 | 現行の評価制度に、県民意見が反映されるような制度改善を図ります。 | (検討) | (実施) | (改善) | | ・平成15年度に外部有識者で構成する委員会を設置するとともに、県民への評価結果の公表と県民からの意見募集を行う仕組みを導入した。 ・平成16年度は、外部有識者で構成する委員会を3回開催し、評価の客観性を確保するとともに、評価制度の改善を図った。また、16年度施策に対する事前評価結果をホームページ等で公表し、県民から意見を募集した。 | | 総合企画部 全部局 |
| 大規模公共事業等 事前評価制度の導 入 | 大規模な公共事業等について、事前に事業着手の妥当性等を検証し、対応方針の決定に資するよう、大規模公共事業等事前評価制度を新たに導入します。 なお、外部の専門家による意見及び県民意見が反映されるような制度を検討します。 | (試行) | (実施) | (改善) | | ・平成16年2月に、試行に係る外部評価委員会からの提言を踏まえ、大規模公共事業等事前評価制度を本格的に導入した。 ・平成17年1月下旬から、制度導入後初めてとなる2つの案件を対象に評価を開始した。(千葉ニュータウン地区高校整備事業、木更津警察署庁舎新築工事) | | 総合企画部 全部局(企業 庁・水道局を 除く) |
| 試験研究機関の評 価制度の導入 | 県民ニーズを的確に把握し、緊急度や優先度を重視した研究事業精選型の運営に資するよう、行政部門と試験研究機関が共に参加して試験研究課題を企画・調整・検討する仕組みづくりや試験研究機関に対する評価制度を新たに導入します。その際、外部の専門家から意見を求めることについて検討します。 | (検討) | (実施) | (改善) | | ・平成15年7月に評価制度を導入し、11機関の機関評価及び課題評価を実施した。(課題評価結果対応方針を平成16年6月に、機関評価結果対応方針を平成17年3月に公表した。) ・平成16年度に課題評価を実施した。(評価結果対応方針を平成17年3月に公表した。) | | 総合企画部 関係部局 |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 |
|-------------------------------|---|------|------|------|------|--|---------|------|
| 環境会計の導入 | 水道局の行う事業のうち環境保全対策に係るコストとその効果を明らかにし、公表します。 | (実施) | → | | | ・平成14年度から、環境保全対策にかかるコストと環境保全効果等について算定し、「環境会計」として公表した。 ・平成16年度は、その効果について第三者による審査を受け、適切であるとの審査結果を受けた。 | | 水道局 |
| 危機管理体制の強化:初動体制がとれるよう職員の配属等の整備 | 夜間等において大規模地震等が発生した場合、交通機関が不通となり職員配備体制に遅れが生じ、迅速な対応ができなくなる恐れがあります。そこで、土木事務所、保健所、病院等住民に直接関係する機関について、職員の住所や職務経験等を考慮した危機管理用の配属等をあらかじめ設定しておきます。 | (検討) | (実施) | → | | ・平成14年度は、初動体制職員の指定を行うとともに、初動対応職員以外の職員の参集先の明確化を行い、災害時における円滑かつ迅速な初動・応急体制の充実・強化を図った。 ・平成15年度は、独自の参集方法を定めている部局との調整を行った。 | | 総務部 |

(4) 市町村への事務権限の移譲

| | | | | | | | | |
|----------------|---|--------|---|--|--|---|--|-----|
| 市町村への事務権限移譲の推進 | 第二次千葉県地方分権推進計画(平成14～16年度)に基づき、市町村へ本県独自の事務権限を移譲します(158事務)。 | (順次実施) | → | | | ・平成14～16年度の3年間で、対象市町村の拡大を含む554事務を移譲した。 ・新規移譲:105事務 ・事務の追加:47事務 ・対象市町村の拡大:402事務 | | 総務部 |
|----------------|---|--------|---|--|--|---|--|-----|

(5) 人事システムの転換

| | | | | | | | | |
|-------------|---|------|------|---|--|---|---|-----|
| 徹底した職員の意識改革 | <p>職員の意識改革の全庁的な取組として、仕事に関する意識アンケートを実施し、その結果を踏まえ、職員の自発的な自己改革意識を醸成する仕組みをつくります。</p> <p>・職員としての価値観を共有することにより、職員意識や行動の改善を図るとともに、評価の基準・人材育成の方針として活用するための行動規範を定めます。</p> <p>・庁内パブリックコメントの導入や庁内情報の電子化・共有化によるナレッジ・マネジメントを推進します。</p> | (検討) | (実施) | → | | <p>・平成14年度に庁内意識改革プロジェクトチームによる意識アンケートの実施、及びその結果を踏まえた「県庁意識改革への提言」を行った。</p> <p>・職員の主体的な取り組みを支援するため、オフサイトミーティング(気楽にまじめな話をする場)を平成16年5月から毎月行った。</p> <p>・アンケート及びオフサイトミーティングの結果を庁内LAN上に掲載することで、職員の問題意識・価値観とナレッジの共有を図った。</p> | 平成17年度中に、行動規準として職員に求められる能力を明らかにする「人材育成基本方針」を策定する。 | 総務部 |
|-------------|---|------|------|---|--|---|---|-----|

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部局 |
|--------------------|---|---------|------|------|------|--|--|------|
| 意欲・成果を重視した人事制度への転換 | <p>「職員の意識改革」を機軸とする組織経営手法として、人事制度を総合的に見直し、職員の能力の最大限の活用と組織パフォーマンスの向上を実現する戦略的な人事制度を新たに構築します。</p> <p>・職員が政策のビジョンや組織における自らの役割を理解し業務目標を設定することで、働きがいを持って主体的に業務に取り組む環境を作るため、目標管理制度を導入します。</p> <p>・各所属の組織目標を達成するために必要な人材を庁内に公募することにより、庁内公募制を目標管理制度に連携した制度として見直します。</p> <p>・実現可能性の高い提案を政策立案に活かし、職員が意欲的に政策実現に取り組む仕組みとして政策提案型の庁内公募制を導入します。</p> <p>・職員の職務を通じて発揮された能力や意欲、業務の成果を、客観的かつ公正に把握・評価するため、新たな人事評価制度を検討、整備します。</p> <p>・給与制度についても、新たな人事制度の構築を踏まえ、職員の職務と能力・実績に応じた給与上の処遇を図っていきます。</p> | (検討) | (試行) | (検証) | | <p>・平成15年度から、管理職を対象に目標管理制度(目標チャレンジプログラム)を試行した。また、国の公務員制度改革の検討状況を踏まえて、人事評価制度の検討を行った。</p> <p>・平成14年度から人材募集型庁内公募を、平成15年度から政策提案型庁内公募を導入した。</p> | <p>・平成17年度に全職員に対し目標チャレンジプログラムを試行する。</p> <p>・新たな人事評価制度については、公務員制度改革の動向を踏まえて具体的な検討を行い実施する。</p> | 総務部 |
| 人材開発の推進 | <p>新・職員研修の基本方針に基づき、人事制度との機能連携により人材の育成や能力の開発を推進するため、育成型から開発型の研修への転換を進めます。</p> | (順次実施) | | | | <p>・平成14年4月から新・基本方針により研修を実施し、平成16年度に、研修業務の外部委託にあわせて、育成型から開発型の研修に完全に転換した。</p> | | 総務部 |
| 多様な人材の確保 | <p>・多様な人材を確保するため、地方公務員の任期付職員法の制定を踏まえ、一般職の任期付職員の採用制度を導入します。</p> <p>・地方公務員にかかる吏員制度の改正状況を踏まえ、柔軟で弾力的な組織運営を可能とするため、職種区分の見直しをします。</p> | (検討・実施) | | (実施) | | <p>・平成14年度に任期付職員の採用等に関する条例を制定した。</p> <p>15年度 3名採用 16年度 1名採用 17年度 3名採用</p> | <p>・職種区分の見直しについては、公務員制度改革の中で検討されている吏員制度の改正状況を踏まえ実施する。</p> | 総務部 |
| 適切な退職管理 | <p>公社等の抜本的な改革を踏まえ、退職者の再就職ルールを確立するとともに透明性を確保する仕組みを整備します。</p> <p>また、再就職に係る支援組織(制度)の創設についても検討を進めます。</p> | (検討・実施) | | | | <p>・平成14年度から定年制を前提とした退職管理へ転換した。</p> | <p>・再就職の透明性を確保する仕組みについては、公務員制度改革に伴う地方公務員法の改正状況等も踏まえ検討を進める。</p> | 総務部 |

| 改革事項 | 内 容 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計画達成 | これまでの実施状況 | 今後の取組予定 | 実施部署 |
|------------------------------|--|-----------|--------|------|------|---|---|------------|
| 人事システムの検証・改善 | 新たに構築する人事システムについて、その機能を検証し改善につなげるためのチェック体制を整備します。 | (検討・順次実施) | | | | ・平成14年度から年1回、全職員を対象に「仕事、職場、人事・給与」の3分野、20項目について満足度と重要度を聞くアンケートを行った。 ・平成16年度に外部有識者に人事システムについての意見を聞く場として、「ちば人財開発懇談会」を開催した。 | | 総務部 |
| 早期退職制度の継続 | 定員適正化計画の推進、職員構成の改善、退職金支払の財政負担の平準化を図るため、平成11年度から13年度まで実施した早期退職制度を平成16年度まで継続実施します。 | (実施) | | | | ・平成14年度から16年度まで継続実施することを決定し、早期退職の申出を受け付けた。 | | 総務部 |
| 看護師等の昇任制度の見直し | 看護師、保健師等医療職給料表(三)適用職員については、これまで人材確保等の理由により国より有利な昇任制度となっていました。が、厳しい病院会計事情や国や他県の状況等を踏まえ、昇任制度のあり方について検討を進めます。 | (検討) | (実施) | | × | ・他県の状況等も踏まえて見直しの検討を行っていたが、国において平成18年度を目途に公務員制度改革が進められていたことから、こうした国の状況と知事部局の制度改革の状況を見極めつつ、併せて病院局としての見直しを進めることとした。 | ・平成17年5月に人事院から給与構造の基本的見直し案が出される等、国の改革の方向性が徐々に明らかになっており、こうした状況を踏まえて、当初の改革項目の実現に取り組んでいく。 | 病院局 |
| 大学院研修の見直し | 職員の高学歴化、これまでの成果等を踏まえ、大学院研修のあり方について見直します。 | (検討) | (実施) | | | <計画変更> ・平成17年度から現行制度を休止し、地方公務員法の改正により導入する「修学部分休業」制度により対応する。 | | 総務部 |
| 情報化研修の見直し：eラーニングの導入 | 情報化に係る知識普及と技術習得を効果的かつ効率的に行うため、eラーニング(1人1台パソコンを利用した自己学習システム)を導入します。なお、これに伴い重複する情報化研修の見直しを行います。 | (検討) | (実施) | | | ・平成14年7月から6コース(Word、Excel、Access、PowerPoint、一太郎、インターネット&メール)でeラーニングの運用を開始した。(現在は4コース) | | 総務部 |
| 給料の調整額、特殊勤務手当、農林漁業改良普及手当の見直し | 勤務環境、採用・異動等の人事システムの変化などを踏まえ、他の都道府県の見直し状況も参考に、更なる適正化を行います。 | (検討) | (順次実施) | | | ・農林漁業改良普及手当について、農業改良助長法等の改正を踏まえ、手当制度全体の見直しを行った。(平成17年2月に条例改正) ・給料の調整額、特殊勤務手当の見直しについては、改正の検討作業を行った。 | ・給料の調整額及び特殊勤務手当について、社会情勢や業務内容の変化を踏まえ、さらなる手当の適正化に向け、これまでの調査、検討を基に平成17年度に見直しを行う。 | 総務部 |
| 時間外勤務の20%削減 | あらゆる現場レベルでの事務改善のほか、時差出勤制度、時間外勤務の上限目安の設定、人事異動時期の見直し等人的資源の有効活用に係るさまざまな方策を検討し、時間外勤務の20%削減を目指します。 | (検討) | (順次実施) | | | ・平成14年度に「総労働時間の短縮に関する指針」を制定し、上限目安時間を超過した所属にヒヤリングを行うなど時間外勤務縮減に向けた対策を講じた結果、15年度は14年度と比べて11%削減を達成した。 ・平成17年4月から時差出勤制度を実施した。 | ・指針に基づく取組みを徹底するとともに、次世代育成支援の観点から「時間外勤務縮減推進チーム」の設置や定時退庁を促進するための「時間外勤務縮減キャンペーン週間」を設けるなど、新たな取組みを行っていく。 | 総務部 全部局 |
| 育児休業中の職員の活用 | 育児休業中の職員に、各種資料やホームページの作成等在宅で行うことができる業務を依頼し、円滑な職場復帰と職務能力の低下を防止するとともに、委託費等経費を削減しま | (検討) | (実施) | | | <計画変更> ・平成16年度から、育児休業取得者の円滑な職務復帰を支援するためのプログラムを実施した。 | | 総務部 |